（前のページより続き）

○健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件（同二三五）

○健康保険法施行規則第百六条第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件（同二三六）

○健康保険法施行規則第百八条第七号及び船員保険法施行規則第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件（同二三七）

○国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件（同二三八）

○国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件（同二三九）

○国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件（同二四〇）

○国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件（同二四一）

二四七

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同二四二）

○厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同二四三）

○障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を廃止する件（同二四四）

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同二四五）

○障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を廃止する件（同二四六）

○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（同二四七）

○厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同二四八）

○指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（同二四九）

○厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（同二五〇）

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合の一部を改正する件（同二五一）

二四八　二五〇　二五一　二五二　二五三　二五四

○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（同二五二）

○厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等の一部を改正する件（同二五三）

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件（同二五四）

○厚生労働大臣が定める者等を廃止する件（同二五五）

○厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧身体障害者更生施設支援費等の算定方法を廃止する件（同二五六）

○厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（同二五七）

○児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を廃止する件（同二五八）

○厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び障害児施設給付費の算定方法を廃止する件（同二五九）

○厚生労働大臣が定める児童等を廃止する件（同二六〇）

○障害児に係る厚生労働大臣が定める区分の一部を改正する件（同二六一）

二五五　二五六　二五七　二五八　二五九　二六〇

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する件（同二六二）

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食の一部を改正する件（同二六三）

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同二六四）

○障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（同二六五）

○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件（同二六六）

○厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件（同二六七）

○厚生労働大臣が定める送迎を定める件（同二六八）

○厚生労働大臣が定める施設基準を定める件（同二六九）

二五九　二六一　二六二　二六三　二六四　二六五　二六六　二六七　二六八　二六九